

# 阪南市教育委員会障がい者活躍推進計画

令和2年4月

(教育委員会)

機関名	阪南市教育委員会
任命権者	阪南市教育長
<b>障害者活躍推進計画について</b>	
① 計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
② 周知・公表	<p>策定又は改定を行った計画は、庁内ウェブへの掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、本市ウェブサイトに掲載するなど、適切な方法で公表します。</p> <p>また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。</p>
③ 阪南市における障害者雇用に関する課題	<p>平成30年に国の機関及び地方公共団体の機関の多くの機関において障害者雇用率制度対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになりました。</p> <p>また、令和元年6月には、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)が改正され、地方自治体は、自ら率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下「障がい者活躍推進計画」という。)を作成することとされました。</p> <p>障がい者の活躍とは、障がい者一人ひとりが、能力を有効に発揮できることであり、全ての障がい者が、その障害特性や個性に応じて能力を発揮できよう取り組んでいくことが重要です。</p>

	<p>このような状況を踏まえ、本教育委員会における全ての職員が能力を発揮できるよう、また、働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。</p>
<p><b>目標</b></p>	
<p>① 数値目標</p>	<p><b>【実雇用率】</b></p> <p>令和7年6月1日 法定雇用率以上</p> <p>〈参考〉</p> <p>令和元年6月1日時点の法定雇用率 4.55%</p>
<p>② 職場定着率</p>	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p>
<p><b>障がい者の活躍推進に向けた取組</b></p>	
<p>① 障がい者の活躍を推進する体制整備</p>	<p>障がい者雇用の促進等を担当する者として行う「障害者雇用推進者」を選任しています。</p> <p><b>■障害者雇用推進者の選任</b></p> <p>令和元年度には障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第36号)が施行されたことに伴い、「障害者雇用推進者」として生涯学習部長を選任しました。</p> <p><b>■障害者職業生活相談員の配置</b></p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。</p>

	<p><b>■相談窓口の周知</b></p> <p>市長部局と連携し、令和2年度中に、障がいのある職員本人や、職場での支援に当たる管理監督者等が相談できる窓口を設置します。相談者の意向等を踏まえ必要に応じて、関係機関と連携を図ります。</p>
② 障がい理解の促進	<p>障がい理解の促進を図るため、市長部局と連携し、障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るための研修に参加します。</p>
③ 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、各関係機関と検討しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。</p> <p>また、部署異動等その他定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているのか点検を行い、必要に応じて検討します。</p>
<b>障がい者の活躍を推進するための環境整備</b>	
① 職務環境	<p>新規に採用した障がい者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を検討していきます。</p>
<b>その他</b>	
① 優先調達等	<p>国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律等を踏まえ、本市で直接雇用するだけでなく、企業等における障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進していきます。</p>